

「ひめの凜」栽培者認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「ひめの凜」栽培者の認定に関し必要な事項を定めることにより、「ひめの凜」の品質管理の徹底を図り、品質・食味を確保するとともに、「ひめの凜」を本県オリジナル良食味米として普及・定着させることを目的とする。

(審査機関の設置)

第2条 「ひめの凜」栽培者認定の審査等を行う機関として、「ひめの凜」栽培者認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(認定の対象者)

第3条 認定の対象となる生産者は、「ひめの凜」の栽培を希望する農業者、農業生産法人及び営農集団等（以下、「農業者等」という。）とする。

(認定栽培者)

第4条 この要綱に基づき認定された農業者等を「ひめの凜」認定栽培者（以下、「認定栽培者」という。）という。

(認定基準)

第5条 認定栽培者の認定基準を次のとおり定める。

(1) 認定を受けようとする年産の「ひめの凜」の作付予定面積が次のいずれかを満たしていること。

ア 認定を受けようとする農業者等の作付予定面積が2ha以上であること。

イ 地域的なつながりのある3戸以上の農業者等からなるグループであつて、農業者等それぞれの作付予定面積が50a以上であること。

(2) 次に定める栽培・出荷等の基準を遵守する農業者等であること。

ア 原則6月15日までに移植を実施すること。

イ 穂肥診断に基づいた施肥管理を行うこと。

ウ いもち病等に対する基幹防除を徹底すること（種子消毒、育苗箱施用剤の施用及び本田防除1回以上）。

エ 出荷調製時のふるい目は1.85mm以上を使用すること。

(3) 別に定める「「ひめの凜」美味しさ基準」並びに、「「ひめの凜」集荷・仕分け及び販売に関するガイドライン」等に基づき、区分して集出荷・販売できる体制が講じられていること。

(4) その他、食味及び品質向上等に必要であると県が定めるもの。

(実証・試験栽培者)

第6条 本県が実施する生産者による「ひめの凜」の栽培実証・試験（認定栽培者が認定基準の範囲内で実施するものを除く）において、2年以上の同様の実

証栽培試験に取り組んでいる場合は、審査会において、その栽培方法を審査し、安定性、安全性等が認められる場合は認定栽培者のほ場として認めることができることとする。

ただし、審査は個別に行い、審査会で認められた栽培方法は認められた個人のみ適用されるものとする。

(種子生産者)

第7条 県が指定する「ひめの凜」の種子生産に係るほ場においては、面積の如何にかかわらず、認定栽培者のほ場として認めることができることとする。

(認定の申請)

第8条 審査会は、「ひめの凜」を栽培しようとする生産者等を一定の期間を設けて申請を募るものとする。

2 認定を受けようとする農業者等は、「ひめの凜」栽培者認定申請書(様式第1号)を知事に申請するものとする。

3 第2項において、第5条(1)のイによる場合は、グループの名称と代表者を定め、代表者が申請するものとする。

4 第2項において、JA等の集出荷事業者や販売事業者は、認定を受けようとする生産者等を取りまとめて代表者となり申請できるものとし、取りまとめに係るその他の要件を附することができるものとする。

5 第3項及び第4項の代表者は、第10条による認定後においては、この要綱に定める手続きや調整を代表して行うとともに、認定栽培者の責務等の履行について適切な対応がなされるよう努めるものとする。

(認定の審査)

第9条 知事は、前条の申請があったときは、認定要件に関する審査(以下「認定審査」という)を審査会に行わせるものとする。

2 申請者は、認定審査が円滑に行われるように協力しなければならない。

(認定)

第10条 知事は、認定審査において、認定要件に適合すると認められたときは認定するものとし、第8条第2項による申請の場合は農業者等ごとに、第8条第3項並びに4項による申請の場合は代表者(以下、「認定代表者」という。)に対して認定審査結果通知書(様式第2号)により通知するとともに、栽培者認定証(様式第3号)を交付するものとする。

2 知事は、認定審査において、認定要件に適合しないと認められたときは認定しないものとし、当該申請者に対して認定審査結果通知書(様式第2号)によりその理由を付して通知するものとする。

(認定内容の変更)

第11条 認定栽培者又は認定代表者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに認定内容変更届出書(様式第4号)により知事に届け出なければならない

ない。

- (1) 認定栽培者若しくは認定代表者又はその両方の変更
- (2) 前条により認定を受けた「ひめの凜」作付面積の3割以上の増減
- (3) その他、本認定制度の運営に重要な支障が生じると認められる場合であつて、知事が認定内容変更の届出を求める場合

- 2 知事は、前項の届出について、その内容が認定基準に適合しない等認定を継続することが不適当と認められるときは、審査会の意見を聴いて認定を取り消すことができる。
- 3 前項の規定により認定を取り消された者は、前条第1項の規定により交付を受けた認定証を速やかに知事に返還しなければならない。

(認定の辞退)

第12条 認定栽培者又は認定代表者は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定辞退届出書（様式第5号）により知事に届け出なければならない

- (1) 第5条に規定する認定基準に適合しなくなったとき
- (2) 「ひめの凜」の栽培を中止し、再開の見込みがないとき

(認定の表示)

第13条 認定栽培者は、「ひめの凜」の出荷又は販売に当たり、ひめの凜ロゴマークを使用することができるものとする。

- 2 ひめの凜ロゴマークを使用する場合は、別に定めるひめの凜ロゴマーク使用規程に従わなければならない。

(実績の報告)

第14条 認定栽培者又は認定代表者は、認定を受けた当該年産「ひめの凜」の生産実績について、当該年産米の出荷又は販売を終了した日から1か月以内、若しくは、当該年産の翌年11月末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第6号）により知事に報告するものとする。

(報告の徴収等)

第15条 知事は、前条の規定に関わらず、特に必要があると認められるときは、認定栽培者及び認定代表者に対して「ひめの凜」に係る報告及び関係書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

(認定の取消)

第16条 知事は、第11条第2項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当するときは、審査会の意見を聴いて認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けたとき
- (2) 第14条の規定による報告を行わなかったとき
- (3) 前条に規定する報告等を正当な理由がないにもかかわらずこれを拒否したとき
- (4) その他制度の運用又は「ひめの凜」のブランド化の推進に重大な支障を及

ばす行為があったとき

(認定を受けた者の責務)

第 17 条 認定栽培者及び認定代表者は、この要綱に定める事項を誠実に遵守するとともに、次の各号事項について特に留意しなければならない。

- (1) 県が開催する研修会等に原則参加するとともに「ひめの凜」栽培マニュアル」並びに、「ひめの凜」集荷・仕分け及び販売に関するガイドライン」等を遵守し、適正な栽培管理と集出荷・販売に努めること。
- (2) 自家採種を行わないこと。
- (3) 消費者及び流通関係者に対して積極的な情報発信を行うことにより、「ひめの凜」の認知普及に努めること。
- (4) 認定栽培者又は認定代表者は、別に定めるひめの凜栽培管理記録、出荷・販売にあたってのチェックシート等を 10 月末日までに知事へ提出しなければならない。また、出荷調製後に玄米サンプルを提出することとし、量や提出の時期、その他の方法は別に定めるものとする。
- (5) 「ひめの凜」の計画的な生産、品質管理並びに関係書類の整理保管（5 年間）に努めること。

2 第 7 条による認定栽培者は、(2) の責務を免除する。

(現地調査)

第 18 条 知事は、本要綱の定めに関し、認定栽培者及び認定代表者に報告等を求めるほか、必要と認める場合は、現地調査を行うものとし、認定栽培者はこれに応じ、改善その他の措置を講じるよう指示のあった場合は、適切に対応するものとする。

(書類の経由)

第 19 条 本要綱により知事に提出する書類は、所轄地方局を経由するものとする。

(経過措置)

第 20 条 知事は、「ひめの凜」の生産振興やブランド確立の観点から、当面の間、次の措置を講じるものとする。

- (1) 第 5 条(1)のアの認定を受けようとする農業者等の作付予定面積が 2 ha 以上を 1 ha 以上に緩和する。
- (2) 第 5 条(1)のイの農業者等それぞれの作付予定面積が 50a 以上を 25a 以上に緩和する。
- (3) 第 5 条(1)のイによるグループの代表者が J A である場合は、作付予定面積を平均 25 a 以上とする。ただし、1 戸当たりの下限面積は 10 a 以上とする。

(4) 種子の供給量を踏まえ、本要綱の定めに加え、農産園芸課長が別に定める

基準により、認定栽培者を認定するものとする。

(その他)

第 21 条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 25 日から施行する。